

事務所通信

2011年3月号 No.69



CONTENTS

- | | | | |
|----------------|----|----------------|----|
| ● 所長コメント … 節 税 | P1 | ● 税務Q&A | P5 |
| ● 主な税制改正 | P2 | ● お知らせ おもしろ雑学 | P6 |
| ● 健康保険料率改定 | P3 | ● 休日カレンダー あとがき | P7 |
| ● 景気対策緊急特別資金 | P4 | | |

～お客様の発展を願い、喜ばれる事務所をめざします～



加藤輝守税理士事務所

〒941-0057 新潟県糸魚川市南寺町 3-7-7

TEL 025-552-0678 FAX 025-552-3824

ホームページアドレス <http://www.katozeirishi.jp>

節 税

多くの経営者は、「もっと売上げを上げたい」と考えています。しかし、それと同時に「税金は納めたくない」と思っています。

「ウチは税金なんて払ったことがない」と、自慢げに言う人がいます。また、「黒字のときは利益の半分が税金で持っていかれるのに、赤字になっても国は助けてくれない。だから正直に納税などできない」と言って、赤字になった原因が、あたかも国にあるかのように言う人もいます。

そのような企業の財務諸表を見ると、例外なく自己資本比率が極端に低く、企業体質もとても弱いのです。

節税の方法はいろいろとありますが、その会社の将来のために研究開発投資をしたり、新入社員や幹部社員の研修をしたり、借入をして不動産の購入や設備投資をして支払い利息や減価償却費を増やしたりするのが基本です。

しかし、大切なのは納税額をゼロにすることではなく、適正な利益をあげて納税を通して社会の発展に貢献できることに喜びを見出し、企業の内部留保を厚くして企業体質を強化することです。

企業は、継続して成長発展し続けることが宿命です。会社は経営者であるあなた一人のものではありません。経営者として納税に対する正しいポリシーを確立してください。納税はもちろん、行き過ぎた節税はあなたの会社を滅ぼします。



主な税制改正

平成23年4月1日から適用される主な税制改正

平成23年度税制改正では、中小法人の軽減税率の引下げ、青色欠損金の繰越控除の延長等、企業経営への影響が予想される改正点がありますが、その適用時期に注意が必要です。

①法人実効税率の引下げ

国税・地方税の法人実効税率が5%引き下げられます。(法人税基本税率<国税>を30%から25.5%に引下げ)



適用時期

平成23年4月1日以後に開始する事業年度から

②中小法人の軽減税率の引下げ

中小法人の所得金額のうち年800万円以下の部分に適用される軽減税率が18%から15%に引き下げられます。

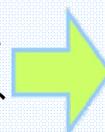


適用時期

平成23年4月1日～平成26年3月31日の間に開始される事業年度

③減価償却制度の縮減

減価償却資産の定率法の償却率が、定額法の償却率の2.5倍から2.0倍に縮小されます。その結果、定率法を採用している場合、毎年の減価償却額が少なくなります。



適用時期

平成23年4月1日以後に取得した減価償却資産について適用

経過措置

1. 定率法を採用している法人が、平成23年4月1日時点において、事業年度の途中にある場合には、その事業年度の終了までに取得した減価償却資産については、改正前の償却率によって償却する事ができます。
2. 平成23年1月1日以後に終了する事業年度の申告期限までに届出をすれば、改正後の償却率に変更した場合でも、当初の耐用年数で償却することができます。

④青色欠損金の繰越控除期間を9年に延長

青色申告法人が、欠損金(赤字)を7年間繰り越せる繰越控除繰越期間が9年に延長されます(中小企業法人等以外は控除範囲に制限あり)。ただし、その欠損金が生じた事業年度の帳簿の保存が要件になります。



適用時期

平成20年4月1日以後に終了した事業年度に生じた欠損金額について適用



健康保険料率改定

平成 23 年度 協会けんぽの保険料率が変わります。

3 月分の保険料（4 月納付分）から保険料率が改定されました。

新潟支部

健康保険料率

9.29% → 9.43%

都道府県ごとの保険料率については、年齢構成の違いによる医療費の差や所得水準の違いを都道府県間で調整した上で、都道府県ごとの加入者の医療費の違いが保険料率に反映される仕組みになっています。

※都道府県間の保険料率の差を小さくする措置がなされています。

全国一律

介護保険料率

1.50% → 1.51%

※ 40 歳から 64 歳までの方（介護保険第 2 号被保険者）は、健康保険料率に介護保険料率が加わります。

※ 変更後の健康保険料率と介護保険料率の適用は、一般の被保険者は 3 月分（4 月納付分）、任意継続被保険者は 4 月分からとなります。

< 伊 藤 >

景気対策緊急特別資金

各自治体で融資を斡旋し、低金利でなおかつ中小企業に融資を受けやすいというメリットがある制度融資。この度既存の制度融資を借換える制度が設けられました。また、その他様々な融資枠が設けられていますのでご活用下さい。

■景気対策緊急特別資金

市の景気対策の一環として、経営に支障を来している市内中小企業者の資金調達を支援するため、融資条件等が緩和されています。

また、既存の借入による返済の負担を軽減するため、「借換枠」を設けています。

| | |
|----------|--|
| 融資額 | 3,000万円以内 |
| 融資期間 | 8年以内(据置1年以内) |
| 融資利率(年利) | ・責任共有対象外 1.70% ・責任共有対象 1.90% ・信用保証なし 2.05% |
| 融資条件 | ・最近3か月間の月平均売上高又は月平均生産高等が過去3年間のいずれかの同期と比較して3%以上減少しているか、最近3か月間の月平均営業利益が前年同期と比較して3%以上減少しているもの(または、「景気対応緊急保証制度」の5号認定を受けているもの) ・市税を滞納していないもの |

～借換枠の概要～

現在返済中の融資からの借換え、複数口の融資のとりまとめを行うことにより、返済に要する期間を延長し、月々の返済額を軽減することができます。

・借換対象となる資金

糸魚川市地方産業育成資金、糸魚川市景気対策緊急特別資金、糸魚川市中小企業振興資金(設備・運転)

・借換枠の条件

借換枠において申請できる融資は1口限りとする

※平成23年2月14日～平成23年6月30日の期間は、上記の回数制限を緩和します。

前回借換えした融資の再借換や、2口目の借換が可能です。

くわしくは、糸魚川市ホームページをご覧ください。 <http://www.city.itoigawa.lg.jp/>

< 倉 又 >

確定申告期に多いお問い合わせ事項 Q&A(国税庁HP参照)

Q1 提出した確定申告書の間違いを**法定申告期限前**に発見しました。どのような手続をとればよいでしょうか？

A 法定申告期限内に同じ人から確定申告書が2以上提出された場合には、法定申告期限内にその人からの特段の申出がない限り、その2以上の申告書のうち最後に提出された申告書を、その人の申告書として取り扱うことになっています。したがって、法定申告期限内までなら、正しい計算に基づいて作成した新たな確定申告書を提出することができます。

なお、当初申告が還付申告で、その還付金について既に還付の処理が行われている場合には、この取扱いができないことがあります。詳しくは当事務所、または税務署に直接ご相談下さい。

Q2 提出した確定申告書の間違いを**法定申告期限後**に発見しました。どのような手続をとればよいでしょうか？

A 以下の手続をとることになります。

①税額を多く申告していたとき

納付すべき税額が過大であるとき、純損失等の金額が過少であるとき、還付される金額が過少であるときなどは、**更正の請求**をすることができます。

更正の請求をする場合は、「**更正の請求書**」に、必要事項を記入して所轄の税務署長に提出します。更正の請求ができる期間は、原則として法定申告期限から1年以内ですから、**平成21年分の所得税については平成23年3月15日まで**となります。

②税額を少なく申告していたとき

確定申告書を提出した後で、税額を少なく申告していたことに気付いたときは、**修正申告**をして正しい税額を納める必要があります。

修正申告をする場合は、「**申告書B第一表**」と「**第5表**」に、必要事項を記入して所轄の税務署長に提出します。修正申告は、税務署からの更正を受けるまではいつでもできます。

修正申告によって新たに納付することになった税額は、修正申告書を提出する日までに納付します。この納付する税額には、法定納期限の翌日から完納する日までの期間について延滞税がかかります。

Q3 所得税の納期限について教えてください。

A 所得税の確定申告分については、法定申告期限(平成23年3月15日)までに納税しなければなりません。振替納税制度を利用すれば、平成22年分所得税の確定申告分は、平成23年4月22日の振替になります。

さらに、法定申告期限(振替納税の場合は、振替日)までに納付すべき税額の2分の1以上を納付すれば、残りの税額を平成23年5月31日まで延長することができます(延納制度)。ただし、延納期間中は、年4.3%の割合で利子税がかかります。

研修予定

| 日時 | 研修内容 | 場所 | 講師 | 参加費 |
|---------------------|------|----|----|-----|
| 3月のテルモ経営研究会はお休みします。 | | | | |

お客様をご紹介下さい!!

ご友人やお知り合いの方で、**税務・会計**でお困りの方、**企業経営**について相談してみたい等々ありましたら、是非ご紹介下さい。

会社の広告お手伝いします!!

当事務所ではホームページの作成をお手伝いしています。また、お客様の広告チラシがございましたら月一回発行の事務所通信に同封いたします。お気軽にお申し付け下さい。



～ おもしろ雑学 ～ 頭やわらかクイズ

【三択】 オンザロックに使われる氷は、四角と丸のどちらが長持ちする？

- ①四角い氷 ②丸い氷 ③形による差はない

答え：②丸い氷。氷は空気や水に接するところから溶け出す。球の表面積は他の立体に比べ最小であるから。

教育マガジン「ソノカシガ」より（担当：広川）



休日カレンダー



3月（弥生） March

| 日 | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | 土 |
|-------------|------------|----|----|----|----|-------------|
| | | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 |
| 6 村井・池原 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 |
| 13 伊藤・丸田 | 14 | 15 | 16 | 17 | 18 | 19 倉又・小林 |
| 20 | 21 春分の日 | 22 | 23 | 24 | 25 | 26 |
| 27 | 28 | 29 | 30 | 31 | | |

・確定申告期間中は、土曜日も日曜日も毎日元気に営業しています。

・網掛けの日が当事務所の休日です。

（名前の記入されていない土曜日は、全員出勤となっています。）



3月の税務

- 3月10日 平成23年2月分源泉所得税・住民税の納付
- 3月15日 平成22年分の所得税確定申告・損失申告及び第3期分の納付
確定申告税額の延納届出書提出
平成23年分個人青色申告承認申請書の提出
贈与税・住民税・事業税の申告
相続時精算課税制度選択届出書提出
平成21年分所得税の更正の請求書提出
- 3月31日 個人事業主の消費税の確定申告、納付
平成23年1月決算法人 法人税等・消費税確定申告・納付
平成23年7月決算法人 法人税等・消費税中間・予定申告・納付
平成23年10月、7月、4月決算法人の消費税の中間申告、納付
当月決算法人の消費税各種届出書提出

あとがき

今までこの時期のあとがきの内容はどうだったかな、とバックナンバーを見ていたら、以前も自分の当番でした。疲労回復のコツが書いてあり、なるほどなあ…実践していない証拠です。「適度な運動をする」「生活リズムに従った睡眠をとる」「きちんと食事を取り栄養補給をする」と挙げていましたが、特に最初のものがさっぱりです。

健康に気を配りつつ、残り半月の申告期間とその後の仕事を乗り切りたいと思います。

< 田 中 >